



一般財団法人日本著作権育英財団 奨学金寄付に関する規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、一般財団法人日本著作権育英財団(以下「当財団」という)が実施する奨学金事業に対する寄付の受け入れに関する必要な事項を定め、寄付者と当財団の間の信頼と協力関係のもと、円滑な制度運営と奨学金支給の適正性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- ① 「奨学金」とは、当財団が給付型で実施する「スマイル奨学金」および「じぶん奨学金」を指す。
- ② 「サポーター」とは、当財団に対して奨学金制度の趣旨に賛同し、寄付を行った個人または法人をいう。
- ③ 「スマイル奨学金サポーター」とは、「スマイル奨学金」に資金提供を行った寄付者をいう。
- ④ 「じぶん奨学金サポーター」とは、寄付者が奨学金名称を付与し、一定額(1口130万円以上)の寄付を行った寄付者をいう。

第2章 寄付の種類および内容

(スマイル奨学金への寄付)

第3条 「スマイル奨学金」は、経済的に困難な状況にある中高生を対象とし、原則として月額支給型の給付奨学金である。

- 2 スマイル奨学金サポーターからの寄付金は、財団の判断により、寄付総額を適切な形で奨学金資金として運用することができる。
- 3 寄付金額は任意であり、1,000円以上から受け付ける。

(じぶん奨学金への寄付)

第4条 「じぶん奨学金」は、経済的に困難な状況にある中高生を対象とし、寄付者が自身の意思で寄付を行い、奨学金の名称を設定し、当財団がその運営を行う月額支給型の給付奨学金である。

- 2 寄付は1口130万円(入学準備金10万円+奨学金108万円(月額3万円×36ヶ月)+振込手数料を含む事務費12万円)とし、複数口の申し込みも可能とする。
- 3 奨学金名称はじぶん奨学金サポーターが設定できる。ただし、公序良俗、第三者の権利侵害の観点から財団は変更を要請できる。
- 4 じぶん奨学金の受給対象者は、財団および寄付者の協議のもとで決定し、希望者は最終選考に立ち会うことができる。
- 5 じぶん奨学金サポーターは、毎学期ごとに奨学生は近況報告を受け取ることができる。

第3章 手続き

(申込)

第5条 寄付希望者は、所定の申込書に必要事項を記載し、当財団に提出する。寄付の方法は、銀行振込とする。

(領収書)

第6条 寄付者が希望する場合、当財団は寄付金受領証明書(領収書)を発行する。発行日は、入金確認日を基準とする。

(税制上の扱い)

第7条 当財団は、一般財団法人であるため寄付金に関する税制上の優遇制度である所得控除等は受けられない。

第4章 寄付金の使途と報告

(寄付金の使用)

第8条 寄付金は、奨学金支給、関連運営費、事務費に充てられる。寄付の目的に反しない限り、当財団は資金の再配分・調整を行うことがある。

(活動報告)

第9条 寄付者には、毎年1回、寄付金の使途および奨学金活動に関する年次報告をホームページ上で報告する。

2 じぶん奨学金サポーターには、第1項に加え、支給対象奨学生の学期ごとの近況報告を送付する。

第5章 個人情報の管理

(個人情報の取扱い)

第10条 寄付申込時に取得した個人情報は、当財団が定める「個人情報保護方針」に基づき、厳正に管理される。

2 スマイル奨学金サポーターおよびじぶん奨学金サポーターの氏名等の個人情報は、原則として公開しない。ただし、寄付者の許可がある場合に限り、ホームページ、年次報告書等で公表できる。

第6章 雑則

(返金の原則)

第11条 いったん受領した寄付金は、原則として返還しない。ただし、明らかな誤送金など特別な理由がある場合はこの限りでない。

(規定の改定)

第12条 本規定は、財団の判断により改定される場合がある。その場合、改定後の内容は公式ウェブサイト等で告知するものとする。



【附則】

この規定は、令和7年4月1日より施行する。